

岩手県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第2項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事が完了した。

平成21年1月13日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 九戸郡九戸村大字江刺家第20地割字新山48番2の一部、48番34の一部、48番56の一部、48番57、48番143の一部及び48番202の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称 盛岡市中ノ橋一丁目5番12号 いわて県北クリーン株式会社